

会員の皆様へ

先般、埼玉県の公立病院で、腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術の施設基準を満たしていないにも関わらず、子宮頸癌、子宮体癌の腹腔鏡下手術が行われていたとの報道がなされました。報道によると、去年までの5年間に少なくとも子宮体がん58例、子宮頸がん11例の合わせて69例に対して腹腔鏡下手術を行い、診療報酬を開腹術として保険請求していたということです。さらに、これらの患者さんの中には、本学会および日本婦人科腫瘍学会のガイドライン上腹腔鏡下手術の適応にならない進行がん症例も含まれていたことが明らかになっています。

2018年4月の診療報酬改定で、子宮頸がんに対する腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術、ロボット支援下内視鏡手術（腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る）、腹腔鏡下腔式子宮全摘術）が新たに保険適用になる見込みです。本会会員におかれましては、新たに保険適用となる術式を含め高難度の内視鏡手術を実施される際には、医療安全の担保に十二分に配慮し万全な医療体制を整えるとともに、施設基準を遵守し適正な保険診療を行うよう、改めてご確認のほどお願いいたします。

2018年2月20日

日本産科婦人科内視鏡学会  
理事長 竹下俊行